

# 投資信託による

# 資産形成サポート キャンペーン

！キャンペーン期間！

期間延長！！

2021年

4/1(木)～

2022年

3/31(木)



## 特典

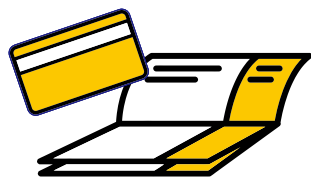
期間中、下記項目毎に**1,000円**を  
**キャッシュバック!**

最大  
**3,000円**  
キャッシュ  
バック



1,000円  
キャッシュ  
バック

1

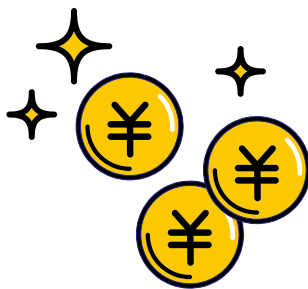


当金庫ではじめて  
**投信取引口座**を  
開設し、投資信託を  
ご購入の場合

[新規購入のみ対象]

1,000円  
キャッシュ  
バック

2



投資信託を  
**50万円**以上  
ご購入の場合

[新規・追加購入いずれも対象]

1,000円  
キャッシュ  
バック

3



積立投資信託<sup>(※)</sup>を  
**月額5,000円**以上  
新規ご契約の場合

※ 定時定額購入取引申込  
(つみたてNISAを含む)

[新規契約のみ対象]

## キャッシュバックの方法

投信取引口座に設定した  
普通預金口座に入金します。

## キャッシュバックの時期

約定日(積立は初回口座振替・約定)の  
翌月末日(休業日の場合は翌営業日)

### 注意事項

- 個人のお客さまが対象です。● キャッシュバックは、お一人様、期間中3,000円が限度となります。
- 詳しくは裏面の注意事項をご確認ください。

詳しくは、窓口または営業担当者にお問い合わせください



## 留意事項・注意事項等

### 「投資信託による資産形成サポートキャンペーン」に関する留意事項

- 本キャンペーンは、個人のお客さまが対象となります。
- キャッシュバック提供時期までに投資信託指定預金口座が解約されている等口座へご入金できない場合は、本キャンペーンの対象外とさせていただきます。
- キャッシュバック金額のお知らせは、投資信託指定預金口座への入金をもって代えさせていただきます。
- キャッシュバックされた金額は、雑所得として課税対象となる場合があります。※詳細は所轄の税務署または税理士等にお問い合わせください。
- 本キャンペーンは期間中であっても、予告なく変更・終了する場合がございますので、予めご了承ください。

### 投資信託に関するご注意事項

- 投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.30%(消費税込み)の手数料率と約定口数を乗じて得た額をご負担いただけます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.3%の信託財産留保額が必要となる場合があります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年2.42%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただけます。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- 投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等は当金庫本支店等にご用意しています。

### NISA制度に関する留意事項(「一般NISA」「つみたてNISA」共通)

- NISA口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人一口座(一金融機関)の開設となります。また同一年に複数の金融機関のNISA口座で、金融商品の購入はできません。
- NISA口座以外の口座で保有されている投資信託等をNISA口座に移管することはできません。
- NISA口座で保有されている投資信託等を、他の金融機関のNISA口座に移管することはできません。金融機関を変更しようとする年分の非課税投資枠で、すでに投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
- NISA口座には非課税投資枠(一般NISAは年間120万円、つみたてNISAは年間40万円)が設定されていますが、NISA口座で保有している投資信託を売却しても、その非課税枠の再利用はできません。また、その年の非課税投資枠の未使用分を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 収益分配金をNISA口座で再投資する場合は、新たに非課税投資枠を使用することになります。
- NISA口座内で生じた損失は税務上ないものとされ、他の口座で保有する投資信託・有価証券の売買益や分配金等と損益通算することができません。また損失の繰越控除の適用も受けることができません。
- 投資信託の分配金のうち元本払戻金(特別分配金)についてはそもそも非課税であるため、NISA口座の制度上のメリットを享受することはできません。
- 一般NISAとつみたてNISAは選択制であり、同一年中に一般NISA用の勘定とつみたてNISA用の勘定の両方を利用することはできません。一般NISAとつみたてNISAの変更は、暦年単位となります。

### つみたてNISAに関する留意事項

- つみたてNISAで購入できるのは当金庫が取扱う投資信託の中でも一定の要件を満たすものに限られます。また、つみたてNISAは定期的、継続的な方法での買付に限られますので、ご利用にあたっては定時定額買付サービスのお申込みが必要です。
- つみたてNISAでは、ロールオーバー(非課税期間終了後の期間延長)はできません。また、つみたてNISAでは他の口座からの移管の受入もできません。
- つみたてNISAでは、購入した投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。
- 基準経過日(つみたてNISA口座に初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日)ごとにお客さまのお名前・ご住所を確認させていただきます。基準経過日から1年以内に確認ができない場合、累積投資勘定への対象商品の受入れができなくなります。